

（第 2 1 号議案）

中野区介護保険条例の一部改正について

1 改正理由

- （1）平成 29 年度における介護保険料率に係る条項を改正する必要があるため。
- （2）介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたり、支給制限に関する条項を加える必要があるため。

2 改正内容

- （1）目次中「第 7 章 保険料（第 1 5 条—第 2 5 条）」を
「第 7 章 保険料（第 1 5 条—第 2 5 条）
第 7 章の 2 地域支援事業（第 2 5 条の 2）」
に改める。
- （2）第 1 5 条第 3 項中「及び平成 2 8 年度」を「から平成 2 9 年度まで」に改める。
- （3）第 7 章の次に次の 1 章を加える。
「第 7 章の 2 地域支援事業
（介護予防・日常生活支援総合事業に係る支給費の支給制限等）
第 2 5 条の 2 区長は、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）が法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業を利用する場合において、当該居宅要支援被保険者等が法第 6 3 条から第 6 9 条までの規定による保険給付の制限等の措置を受けているときは、当該居宅要支援被保険者等に係る法第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項に規定する第 1 号事業支給費について、法第 6 3 条から第 6 9 条までの規定に準じた支給の制限等の措置を行うことができる。」

3 資料

条例新旧対照表 別紙 1

4 実施時期

平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

中野区介護保険条例（平成12年中野区条例第29号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p><u>第7章の2 地域支援事業等（第25条の2）</u></p> <p>第8章・第9章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 保険料 (保険料率等)</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までにおける、別表1の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は100分の50を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第1号被保険者の保険料額は33,900円を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>第16条～第25条（略）</p> <p><u>第7章の2 地域支援事業</u> (介護予防・日常生活支援総合事業に係る支給費の支給制限等)</p> <p><u>第25条の2 区長は、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）が法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を利用する場合において、当該居宅要支援被保険者等が法第63条から第69条までの規定による保険給付の制限等の措置を受けているときは、当該居宅要支援被保険者等に係る法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費について、法第63条から第69条までの規定に準じた支給の制限等の措置を行うことができる。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章・第9章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 保険料 (保険料率等)</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28年度における、別表1の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は100分の50を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第1号被保険者の保険料額は33,900円を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>第16条～第25条（略）</p>

<p>第8章・第9章 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>第8章・第9章 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>
--	---